



令和3年10月12日

## 広報資料

問い合わせ先

留萌海上保安部次長

久保忠直

電話 0164-42-0656

### 令和3年度（第2回）海上保安庁船艇職員・無線 従事者・航空機職員採用試験の実施について

## あなたの資格、海上保安庁で役立ててみませんか！

海上保安庁では、船舶、無線通信又は航空機の有資格者を対象とした採用試験を以下のとおり実施します。

本試験に合格して採用になると、海上保安学校門司分校（北九州市門司区）において、約6ヵ月間、海上保安官として必要な研修を受け、その後、各海上保安部署等において勤務することとなります。

**※今年度の試験からWEB申し込みとなります。**

**詳細については、「2 試験の申し込み先」をご覧ください。**

#### 1 受付期間

令和3年10月18日（月）10：00～令和3年11月16日（火）17：00

#### 2 試験の申し込み先

試験の申し込み先、詳細については下記からご確認ください。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/admission/jcgs-moji.html>



#### 3 採用区分及び予定数

航海	約5名
機関	約5名
通信・技術	約10名
飛行	約5名
整備	約5名
航空通信	約5名

## 4 試験日

第1次試験 令和3年11月28日(日)(教養試験、作文試験)

(試験地：小樽市、函館市、釧路市(道内試験地のみ抜粋))

※ 第1次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

第2次試験 令和3年12月20日(月)(人物試験、身体検査等)

(試験地：小樽市(道内の試験地及び日付のみ抜粋))

※第1次試験合格発表時に、第2次試験日時を併せて掲載します。

実技試験(飛行のみ) 令和4年1月20日(木)～21日(金)

## 5 合格発表

第1次試験 令和3年12月9日(木)午前10時

最終合格 令和4年2月8日(火)午前10時

## 6 採用予定日

①令和4年7月1日(金)

採用予定日までに各受験資格に定める免許等を取得している者。

※ 当該試験における最終合格者の内、採用予定日までに各受験資格に定める免許等を取得できなかった者が、次回採用試験を実施した場合に、その採用予定日(令和4年12月頃)までに免許等を取得したときは、次期採用予定日に採用することがある。

②令和5年1月1日(日)

高等専門学校在学中に試験区分「航海」及び「機関」を受験し、かつ、令和4年9月30日までに卒業又は修了する者。

※高等専門学校とは、全国の高等専門学校及び商船高等学校をいう

## 7 受験資格

①「航海」及び「機関」

採用日に60歳に達していない者で、受験時において有効な次の免許等を有する者。

航海……電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された五級海技士(航海)以上の海技免状 ※1、※2 (※注意)

機関……五級海技士(機関)以上(内燃機関の限定を含む)の海技免状 ※1

※1 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」(昭和26年法律第149号)第13条の2の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

※2 採用日までに電子海図情報表示装置についての能力限定を解除見込みの者を含む。

※注意 平成26年3月31日までに海技士(航海)に係る海技免状の交付を受けている方は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」(平成26年国土交通省令第1号)附則第3条第1項の規定により、能力限定をされた海技免状を受けたものとみなされます。

## ② 「通信・技術」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において、次のいずれかに該当する者。

イ 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者。

ロ 第一級、第二級又は第三級海上無線通信士の免許を有する者。

ハ 第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者。

※ 「無線従事者規則」(郵政省令第18号[H2.3.31])第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。

## ③ 「飛行」・「整備」・「航空通信」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において有効な次の免許を有する者。

飛行：イ 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明書（特定操縦技能審査／確認が有効期限内であること）を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者。

ロ 航空無線通信士又は第一級、第二級総合無線通信士の資格を有する者。

※ 「無線従事者規則」(郵政省令第18号[H2.3.31])第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。

整備：国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の航空整備士又は航空運航整備士の技能証明を有する者。（採用日までに資格取得見込みの者を含む。）

航空通信：航空無線通信士又は第一級、第二級総合無線通信士の資格を有する者（採用日までに資格取得見込みの者を含む。）

## 8 その他

この試験に関する詳細は、海上保安庁のホームページ(<https://www.kaiho.mlit.go.jp/>)又は第一管区海上保安本部総務部人事課(TEL：0134-27-0118)までお問い合わせ下さい。